

様式第5号-2 (第12条関係)

地域まちづくり推進事業実施報告書

1 事業実施者	団 体 名 神楽地区エコな地域づくり実行委員会
2 事業の名称	神楽地区エコな地域づくり事業
3 実施期間	令和5年9月8日から令和6年3月31日まで
4 事業内容	<p>地域住民に対し、ごみの発生抑制・再使用につながる取組として「譲ります・譲ってください運動」の「制服譲渡会」に特化して実施した。(※神楽公民館との共催事業) 回収については、制服購入時期と卒業時期に合わせ2度実施した。</p> <p>● 制服等譲渡会</p> <ol style="list-style-type: none"> 開催日時 令和5年11月26日(日) 9:00~15:00 (午前~会場設営, 午後~譲渡作業) 開催場所 神楽岡地区センター(神楽岡12条2丁目) 実施内容 家庭で不要になった中学校・高校の制服などを、地域住民や卒業生から募集し、譲渡会を開催した。 譲渡制服 譲渡数22件 <p>● 譲渡制服展示</p> <ol style="list-style-type: none"> 開催時期 令和6年3月2日~24日 開催場所 神楽岡地区センター 1階サロン 実施内容 進学する学校が決定する時期に、譲渡会後に残った制服や、新たに回収したものを展示し期間中、地域住民が必要な制服を持ち帰ることができるよう実施した。 <p>● 制服回収</p> <ol style="list-style-type: none"> 回収時期 令和5年10月2日~令和5年11月24日 令和6年2月26日~令和6年3月31日 回収場所 神楽公民館・神楽岡地区センター 実施内容 譲渡会, 展示の時期に合わせ2か所で制服回収を行った。卒業時期に合わせるなどの工夫も行った。
5 成果と課題	<p>【成果】</p> <p>制服譲渡会の取組では、ごみの発生抑制・再使用につながると同時に、保護者の経済的負担を減らすことができた。また、譲った方の善意に応えるものとして、有意義な成果をあげることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>制服譲渡については、受付期間が限られていることもあり、譲渡制服が思うように集まらず、需要に供給が追いつかない状況である。(神楽中学校の制服の需要が多い。)</p> <p>今後の事業継続を考え、資金面において、保護者の負担にならない程度の額の協力金等を検討する必要がある。</p>